

# 南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針

令和 3年 2月

南 城 市



## 目次

はじめに

### 【第1章 方針策定の概要】

1. 方針策定の趣旨	1
2. 策定の目的	1
3. 本方針の位置づけ	1
(1) 第2次南城市総合計画	1
(2) 南城市子ども・子育て支援事業計画	2
(3) 南城市幼児教育振興アクションプログラム	2
4. 策定体制	2

### 【第2章 市立幼稚園の利用や子育て家庭の現状と課題】

1. 市立幼稚園の利用に関する現状	3
(1) 年齢別在園児数推移	3
(2) 午後の預かり児童数推移	3
(3) 教育・保育施設利用の変化	3
2. 子育て家庭の現状とニーズ	4
(1) 教育・保育施設を利用している理由	4
(2) 土曜日・長期休暇中の教育・保育サービス利用の希望	4
(3) 市立幼稚園で複数年教育を利用する際の条件	5
3. 現状・ニーズ調査結果のまとめ	6

### 【第3章 認定こども園移行に関する検討】

1. 市立幼稚園の認定こども園化の検討	7
2. 各教育・保育施設等の違いについて	7
3. 市立幼稚園の認定こども園移行に関する利点と想定される課題	8
(1) 認定こども園移行の利点	8
① 保護者の就労状況に関わらず施設を利用できる	8
② 延長保育、土曜保育の実施、4月1日からの受入れ、長期休暇等でも利用できる	8
③ 地域の子育て支援の取り組みが強化される	8
④ 教育・保育ニーズの変化に柔軟に対応ができる	8
(2) 認定こども園移行により想定される課題	9
① 認可保育所等の3歳から5歳児希望者の減少	9

### 【第4章 整備・運営方針】

1. 基本方針	10
2. 具体的な方針	10
(1) 市立幼稚園の認定こども園移行方針	10
① 市立幼稚園を全園認定こども園に移行	10
② 公立認定こども園を1園、公私連携認定こども園を3園での実施	10
③ 公立型認定こども園の質の向上と拠点的作用の充実	10
④ 公立認定こども園は大里地域において実施	10
⑤ 認定こども園の受入れ年齢について	10
⑥ 認定こども園の類型について	11
(2) 民間活力の導入	12
(3) 移行に関連するその他の方針	12
① 3歳児クラスの実施について	12
② 校区について	12
③ 土曜日・延長保育について	12
④ 4月1日からの受入れ、夏休み等の長期休暇について	12
⑤ 学級編成について	12
⑥ 給食について	12
⑦ 園長について	12
3. 移行等スケジュール	13

【第5章 方針の推進】

1. 方針を円滑に推進するための方策	14
(1) 保（幼）こ小の連携について	14
(2) 認定こども園における教育・保育の質の確保	14
(3) 認定こども園への移行支援体制について	14
(4) 施設整備について	14
(5) 市民への周知等について	14

# 【第1章 方針策定の概要】

## 1. 方針策定の趣旨

近年、全国的に少子高齢化が進み、子どもの数は年々減少している一方、核家族化の進行や女性の社会進出による就労機会の増加、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡充」、「地域の子ども・子育て支援」が掲げられ、国全体としての子どもと子育て支援の対策が総合的に推進されることになりました。

そのような中、本市が平成30年度に実施したニーズ調査の結果では、子育て家庭の共働きが大半以上を占める状況となり、また働いていない母親でも就労を希望する人が多く、「共働き家庭でありながら幼稚園の就園を希望する」、「幼稚園においても土曜日や長期休暇の預かりも実施して欲しい」といったニーズが見られ、幼稚園における保育機能の充実を求める声が高まっております。

このような状況に対応すべく、市立幼稚園を教育・保育機能を併せ持ち、かつ子育て家庭への支援が充実している認定こども園への移行を進めるために、本方針を策定しました。

## 2. 方針策定の目的

「子どもの最善の利益」が実現される環境づくりや、子育て家庭のニーズに対応する幼児期の教育・保育環境づくり、及び令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化開始により想定される3歳から5歳児の教育・保育施設利用希望の増加に対応するため、

- 保育ニーズへの対応
- 3歳児から受入れに対応
- 在宅子育て家庭への支援の拡充

といった取り組みを推進することを本方針の目的としています。

## 3. 本方針の位置づけ

本方針は以下の計画との整合性を図りながら、市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本的な考え方を掲げるものです。

### (1) 第2次南城市総合計画

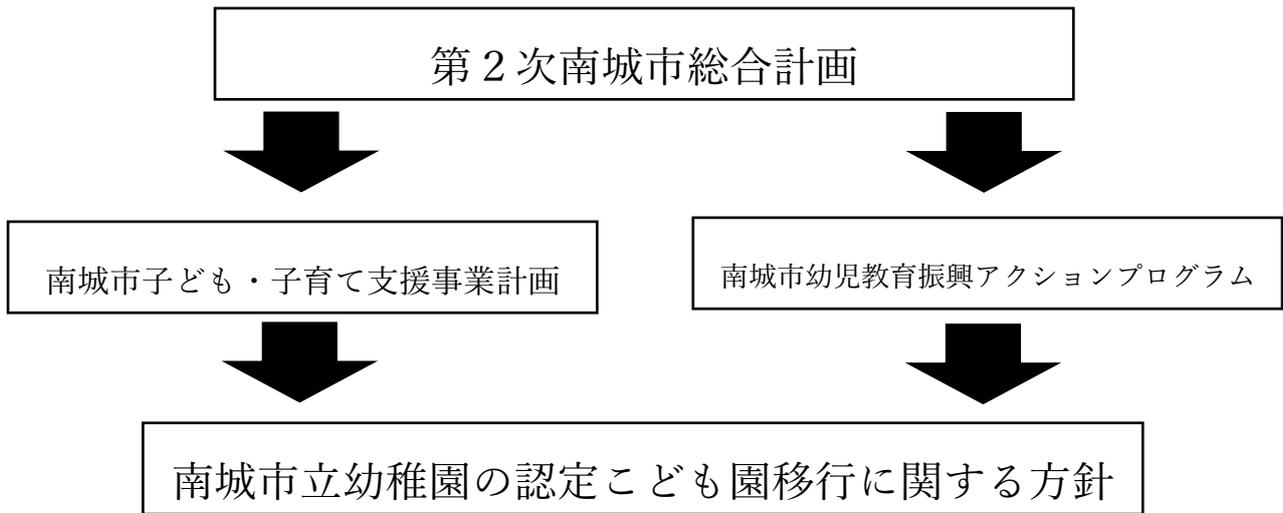
「第2次南城市総合計画」は、南城市の最上位の計画であり、様々な事業やまちづくりをしていく際の根拠となるものです。総合計画との整合性を図りながら、本計画を策定しています。

(2) 南城市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度の子ども・子育て支援法施行により、各地方公共団体においては「子どもの最善の利益」が保障された社会を目指すことを基本に、教育・保育施設の整備計画、保幼小の連携及び教育・保育の質の確保等といった事業計画を掲げた、本市の子ども・子育てに関する総合的な計画です。

(3) 南城市幼児教育振興アクションプログラム

本市の幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国が示す「幼児教育振興アクションプログラム」及び「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、幼児教育に関する施策を中心とした計画です。



#### 4. 策定体制

本方針は、「南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する庁内検討委員会」において、様々な調査、検討、議論を行い、併せて「南城市子ども・子育て会議」や「南城市教育委員会」においても検討内容の審議を経て策定しています。

## 【第2章 市立幼稚園の利用や子ども・子育て家庭の現状と課題】

### 1. 市立幼稚園の利用に関する現状

#### (1) 年齢別在園児推移

市立幼稚園の園児数の推移を見ると、平成26年度は438人いましたが、平成30年度では366人と毎年減少しております。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3歳児(人)	3	0	2	1	1
4歳児(人)	101	91	94	73	64
5歳児(人)	334	335	326	322	301
計	438	426	422	396	366

#### (2) 午後の預かり利用率推移

園児数が減少する中で、預かり保育の利用割合は比較的上昇傾向にあります。平成26年度には49.5%だったのに対し、平成30年度では68.5%と、保育ニーズの高さがうかがえます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園児数(人)	438	425	422	393	366
預かり人数(人)	217	276	283	271	251
預かり利用率(%)	49.5	64.9	67.0	68.9	68.5

#### (3) 教育・保育施設利用の変化

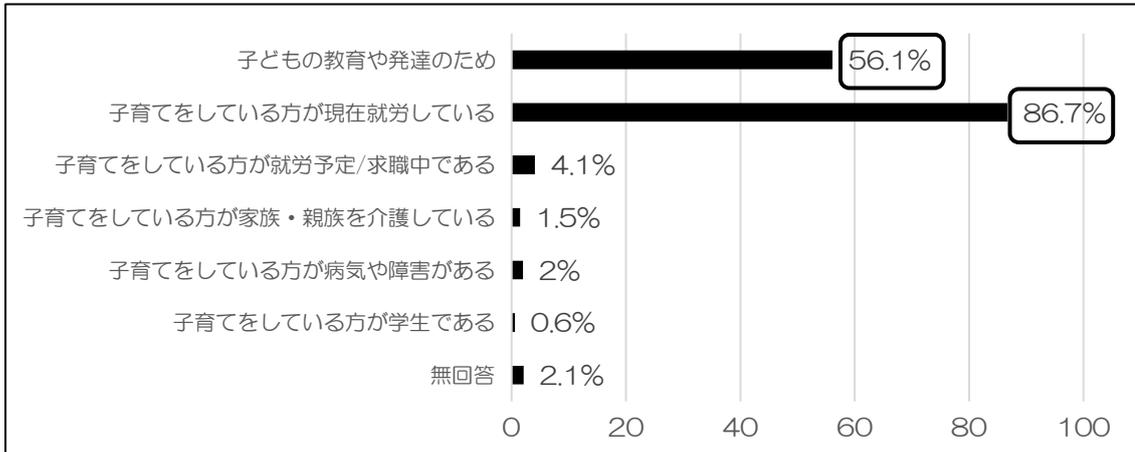
平成25年度と平成30年度を比較すると、どの年齢を見ても市立幼稚園の利用率は減少しているのに対し、保育所等の利用率は増加しており、保育ニーズの高さがうかがえます。

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
市立幼稚園 単位：人(%)	H25	/	/	/	/	108(23.7)	334(67.3)	442(17)
	H30	/	/	/	/	64(13.4)	301(62.4)	365(12.5)
保育所等 単位：人(%)	H25	117(32.2)	229(56.5)	271(64)	292(64.7)	255(56)	135(27.2)	1,299(50)
	H30	199(43.5)	335(71.7)	377(68.4)	373(80)	345(72.6)	152(31.5)	1,781(61.4)
児童人口 単位：人	H25	363	405	423	451	455	496	2,593
	H30	457	467	551	466	475	482	2,898

## 2. 子育て家庭の現状とニーズ

### (1) 教育・保育施設を利用している理由

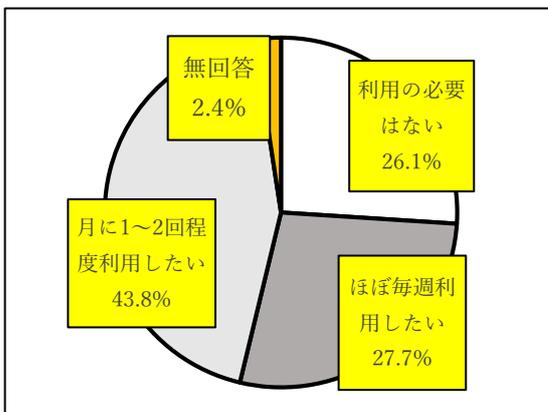
教育・保育施設を利用している理由として、「子育てをしている方が、現在就労している」といった理由が最も高い。また、「子どもの教育や発達のため」といった理由も2番目に高く、保育・教育ニーズがともに高いことがうかがえる。



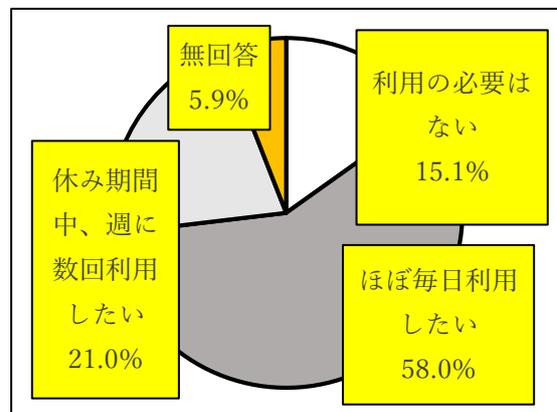
### (2) 土曜日・長期休暇の教育・保育サービス利用の希望

土曜日の教育・保育施設の利用については、71.5%の保護者が、長期休暇中においては、79%が利用したいと回答しており、土曜日、長期休暇中における保育ニーズの高さがうかがえる。

土曜日の利用希望



長期休暇の利用希望



(3) 市立幼稚園で複数年教育を利用する際の条件

市立幼稚園で複数年教育を利用する条件として、「土曜日の受入れ」「毎日の給食」などの保育に対するニーズが多くみられた。一方、小学校前の集団生活の準備や、早期の教育を希望する声も多く、教育ニーズの高さもうかがえる。

(佐敷中学校区)

- ・土曜日の受入れを希望
- ・毎日給食にしてほしい（または月1お弁当ぐらい）
- ・保育園のように19時まで預かって欲しい
- ・3歳からの入園希望
- ・3/29～4/4までの預かり希望

(知念中学校区)

- ・土曜日の受入れを希望
- ・毎日給食にしてほしい（4月、8月を含め）
- ・15時までの預かりを希望
- ・19時まで延長して預かってほしい
- ・教育を身につけさせたいから幼稚園に通わせたい

(玉城中学校地区)

- ・土曜日の受入れを希望
- ・毎日給食にしてほしい（お弁当は月1程度）
- ・長期休暇も給食を行ってほしい
- ・19時まで預かってほしい
- ・複数年教育を受けることで、小学校での集団生活や学力向上に結びつけたい

(大里中学校地区)

- ・土曜日の受入れを希望
- ・毎日給食にしてほしい
- ・19時まで預かってほしい
- ・就学に向けて、早い時期からの教育を受けさせたい。1年では短すぎる
- ・小規模保育園から入れるように3歳から入園を行ってほしい
- ・保育園の待機児童対策のためにも、複数年教育を行ってほしい

### 3. 現状・ニーズ調査結果のまとめ

#### 1. 市立幼稚園の利用に関する現状

- ・年齢別の幼稚園利用者数の推移を見ると、平成28年度の4歳児を除いては年々減少傾向にあり、平成26年度と平成30年度を比較すると72人減少している。
- ・幼稚園における午後の預かり利用率は年々増加傾向にあり、幼稚園における保育ニーズの高さがうかがえる。
- ・平成25年度と平成30年度の教育・保育施設の利用率を比較すると、どの年齢をみても平成25年度に比べ平成30年度の幼稚園利用率は減少傾向にあるが、保育園の利用率は増加傾向にあり保育ニーズの高さがうかがえる。

#### 2. 子育て家庭の現状とニーズ

- ・教育・保育施設を利用している理由として、「子育てをしている方が現在就労している」といった、保育ニーズによる利用や、「子どもの教育や発達のため」といった教育ニーズによる利用も高い。
- ・土曜日における教育・保育施設の利用希望率を見ると71.5%の保護者が、また長期休暇においては79%の保護者が利用したいと回答しており、土曜日・長期休暇における保育ニーズの高さがうかがえる。
- ・市立幼稚園において複数年教育を利用する条件として、「土曜日の受入れ」「毎日の給食」といった保育に関する回答が全中学校区において見られた。また、早い時期から教育を受けさせたい」といった教育ニーズの高さもうかがえる。

## 【第3章 認定こども園移行に関する検討】

### 1. 市立幼稚園の認定こども園化の検討

市内の教育・保育施設の利用状況や子育て家庭のニーズ等をまとめると、以下のような結果となりました。

- ・ 幼稚園の利用者数が減少傾向にあるが、午後の預かり保育の利用率は年々増加傾向にある。
- ・ 教育・保育施設の利用率推移を見ると、4歳児、5歳児どちらの年齢においても、平成25年度に比べ平成30年度では幼稚園の利用率は減少しているが、保育所等の利用率は増加傾向にある。
- ・ 教育・保育施設を利用している理由として、「保護者の就労」といった保育ニーズが最も高く、また「子どもの教育や発達のため」などといった教育ニーズも高いことがうかがえる。
- ・ 土曜日や長期休暇における教育・保育施設の利用希望率はともに過半数を上回っており、保育ニーズの高さがうかがえる。
- ・ 市立幼稚園で複数年教育を実施する際の条件として、「土曜日の受入れ」「毎日の給食」といった保育ニーズが多く見られた。また、「早いうちから教育を受けさせたい」といった教育のニーズもあることがうかがえる。

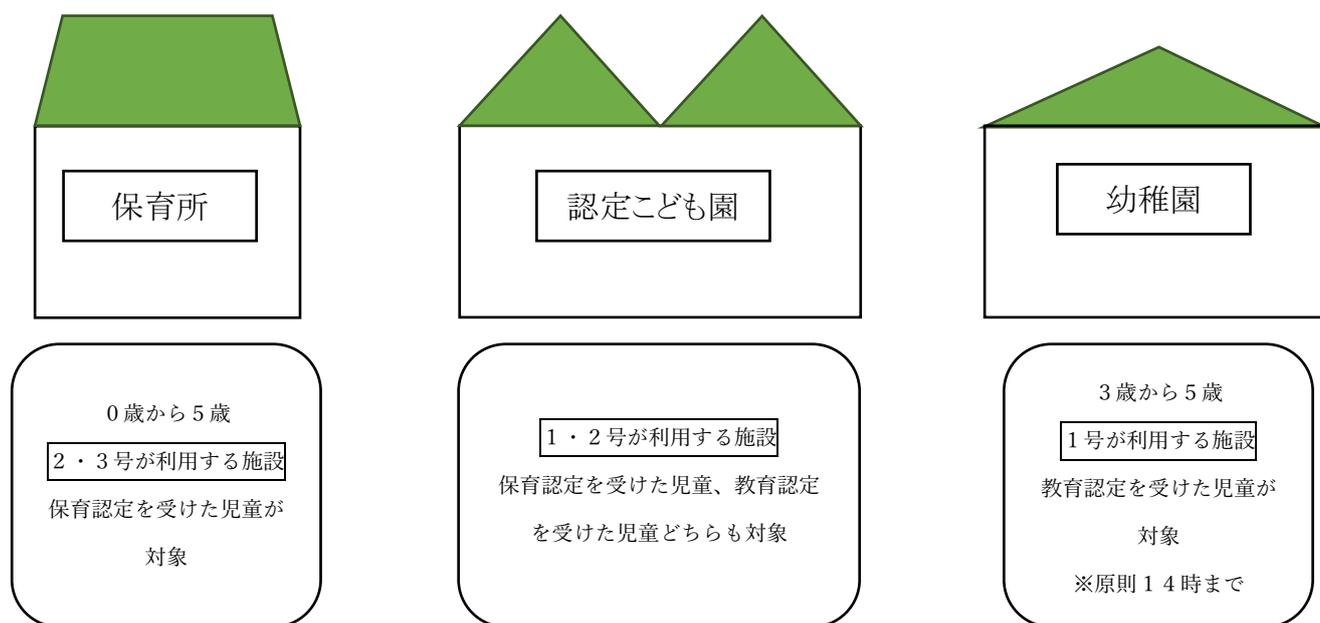
このように、ニーズ調査の結果では現在の幼稚園に保育機能を求める声が多く、幼稚園の多様性が求められていることが分かります。こういったニーズに対応すべく、市立幼稚園の機能強化を推進し、子育て家庭へ充実した支援を行うため、市立幼稚園の認定こども園移行を検討することになりました。

### 2. 各教育・保育施設の違いについて

保育所等は、保護者の就労等により家庭で保育が行えない場合に預ける施設で、0歳児から就学前児童が通える施設となっております。一方幼稚園は、保護者の就労等に関わらず、3歳児から就学前の児童であれば通うことが出来る施設です。そして、この両施設の良さを併せ持っているのが認定こども園となっており、現在の保育所等のように、保護者の就労条件により施設が限定されることなく、全ての児童が利用可能な施設となっております。

平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」により、3つの区分に認定を受け、それぞれの認定区分に当てはまる教育・保育を受けます。

## ●各施設の違い



※1号:3歳から5歳児で教育認定を受けた子ども(保育に欠けない子ども)教育を実施  
2号:3歳から5歳児で保育認定を受けた子ども(保育が必要な子ども)教育・保育を実施  
3号:0歳から2歳児で保育認定を受けた子ども(保育が必要な子ども)保育を実施

### 3. 認定こども園移行に関する利点と想定される課題

#### (1) 認定こども園移行の利点

- ①保護者の就労状況に関わらず施設を利用することができる  
認定こども園は保護者の就労の有無に関わらず利用が可能のため、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一施設に通うことができます。
- ②延長保育、土曜保育の実施、4月1日からの受入れ、長期休暇等でも利用できる  
認定こども園は、現在の市立幼稚園同様に1号(教育)認定子どもの受入れを行い、さらに2号(保育)認定子どもの受入れも行います。2号認定子どもについては、延長保育や、土曜保育、4月1日からの受入れ、また夏休み等の長期休暇の受入れを実施し、給食の提供も行います。
- ③地域の子育て支援の取り組みが強化される  
認定こども園は、地域子ども・子育て支援事業の機能を備えることとなっており、在宅子育て家庭のための、「子育て支援センター」の設置など、地域の子育て支援の拡充を図ることができます。
- ④教育・保育ニーズの変化に柔軟に対応ができる  
教育・保育ニーズの両方に対応できるため、今後の子育て家庭のニーズが大きく変化した場合においても、認定こども園であればどちらのニーズにも柔軟に対応することができ、市の教育・保育施策を長期的・安定的に進める上で効果的です。

## (2) 認定こども園の移行により想定される課題

### ① 認可保育所等の3歳から5歳児希望者の減少

市立幼稚園を認定こども園に移行した場合、保護者は認定こども園を選択する傾向が見られます。(他市町村で確認) このため、認定こども園の利用希望者が増加し、その分、認可保育所等の利用児童数が減少することが想定されます。市立幼稚園から移行した認定こども園が過大供給にならないように、認可保育所等とバランスを考慮しながら、移行していく必要があります。

## 【第4章 整備・運営方針】

### 1. 基本方針

幼児期の教育・保育を推進するにあたっては、子どもの最善の利益を最優先するとともに、近年の子育て家庭における各家族化や共働き家庭の増加といった社会情勢の変化も念頭に置く必要があります。加えて、国が進める幼児教育・保育の無償化に伴い想定される教育保育施設の利用拡大に対する供給体制を整備し、市内の3歳から5歳児が誰でも安心して、教育・保育が受けられる環境づくりを図る必要があります。

このため、本市では市立幼稚園の拡充による3歳から5歳児の教育・保育の確保を推進するとともに、市立幼稚園の認定こども園移行により、教育・保育の両面のニーズに対応できる施設を増やし、幼児教育・保育環境の充実を図ります。

また、認定こども園においては、教育・保育施設を利用していない子育て家庭の相談や交流等を行う地域子育て支援事業の充実も図ります。

本市の認定こども園移行後の運営については、「公設公営」及び「公設民営（公私連携型認定こども園）」とします。「公設民営」の園は、市立幼稚園からの移行園であることを踏まえ、市の方針に基づいて運営することとし、公私が一体となった教育・保育の提供を図ります。

### 2. 具体的な方針

#### (1) 市立幼稚園の認定こども園移行方針

##### ①市立幼稚園を認定こども園へ移行

市立幼稚園を認定こども園に移行し、子育て家庭の求める教育・保育の両面での対応強化を図り、在宅子育て家庭への子育て支援事業の充実に努めます。

久高幼稚園については、引き続き市立幼稚園として運営し、今後の児童数の動向等から認定こども園への移行も含めた検討をしていきます。

##### ②公立認定こども園を1園、公私連携型認定こども園を3園で実施

市立幼稚園の認定こども園移行後は、職員を集約しその機能と役割を最大限に発揮するために、公立認定こども園を1園とします。また、3園は社会福祉法人等の活力を取り入れた、公私連携型認定こども園とします。

##### ③公立認定こども園の質の向上と拠点的作用の充実

公立認定こども園は市内全ての教育・保育施設の質の向上を図るため、以下の役割を果たします。

##### ・教育・保育方針の指針となる機能

認定こども園は、教育・保育方針で南城市の子ども達の目指すべき方向を示す役割と市内全体の教育・保育施設のモデルケースとしての機能を担う。

- ・特別な対応が必要となる児童の受け皿としての機能  
特別な対応が必要な児童に関しては、基本的に公私連携型を含め、全園での受け入れの実施をするが、その他公私連携型で受け入れが困難である児童の受け皿としての役割を担う。
- ・緊急的な入園が必要な児童のセーフティーネットとしての機能  
様々な事情により緊急に入園する必要がある児童に対し、緊急入園の受け皿としての機能を担う。

④公立認定こども園は大里地域において実施

令和3年度以降、大里地域の幼稚園を統合し新園舎を整備することなどから勘案し、公立認定こども園は大里地域で実施します。

佐敷地域、玉城地域、知念地域においては、公私連携型認定こども園とします。

⑤認定こども園の受け入れ年齢について

認定こども園では原則3歳から5歳児の受け入れを実施します。

⑥認定こども園の類型について

認定こども園には、大きく分けて「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4類型となっております。市立幼稚園から移行する認定こども園については、教育・保育におけるさらなる質の向上や保護者ニーズに対応するため、「幼保連携型認定こども園」とします。

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	制限なし
職員要件	保育教諭 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許併有が望ましい。いずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許併有が望ましい。いずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許併有が望ましい。いずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事提供の義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事提供の義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事提供の義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事提供の義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)
開園日・時間	11時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定

- ・幼保連携型の設置主体では、多くの保育所等で運営を実施している社会福祉法人が運営できるため、公募の際に応募者が多数見込める。幼稚園型では社会福祉法人は設置できず、また保育所型、地方裁量型においては制限なしのため教育・保育の質が懸念される。
- ・職員要件においては、4類型中、唯一幼保連携型のみ幼稚園教諭・保育士資格の併有が義務付けられているため、より質の高い教育・保育サービスの提供が可能となる。
- ・開園日、時間においては、幼保連携型及び保育所型が11時間及び土曜日開園が原則であり、保育ニーズの高い保護者に対応することができる。

## (2) 民間活力の導入

市立幼稚園の認定こども園への移行に向けては、3園を「公私連携型認定こども園」とします。「公設民営」による民間活力の導入を図り、公私一体となった子育て支援を推進します。

## (3) 移行に関するその他の方針

### ① 3歳児クラスの実施について

令和元年10月からスタートした、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児の利用ニーズの増加が予想されるため、全園で3歳児からの受入れを実施します。

### ② 校区について

1号認定子どもについては、認定こども園移行後も中学校区の児童を優先的に受入れられます。また、2号認定子どもについては、法人保育所等と同様に市内全域からの入園申請を可能とします。

### ③ 土曜日、延長保育について

2号認定子どもについては、認定こども園移行に伴い、土曜日の保育を行うとともに、延長保育も実施します。

### ④ 4月1日からの受入れ、夏休み等の長期休暇について

2号認定子どもについては、認定こども園への移行に伴い、4月1日からの受け入れを行うとともに、夏休み等長期休暇においても受け入れを行います。

### ⑤ 学級編成について

認定こども園移行後は3歳児を1クラス20人、4歳、5歳児を1クラス30人とし、きめ細やかな教育・保育を実施します。

### ⑥ 給食について

認定こども園移行後も食の安全の担保を図りながら、現在の幼稚園同様に外部搬入による給食の提供を行います。

### ⑦ 園長について

現在は、隣接する小学校長が兼任している園もありますが、認定こども園移行後は、専任の園長を配置します。

### 3. 移行スケジュール

市立幼稚園の認定こども園移行は、地域間の公平性を保つために時期を大きくずらすことなく移行を実施する必要があります。令和3年度より移行に向けた準備を開始して、2か年での移行を予定しております。

園名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
佐敷幼稚園	移行準備	移行準備	佐敷認定こども園 (公私連携)
玉城幼稚園	移行準備	玉城認定こども園 (公私連携)	
大里南幼稚園 大里北幼稚園	工事(予定)	工事(予定)	大里認定こども園 (公立)
知念幼稚園	移行準備	知念認定こども園 (公私連携)	

※大里南幼稚園及び大里北幼稚園は統合し、認定こども園へと移行します。

## 【第5章 方針の推進】

### 1. 方針を円滑に推進するための方策

#### (1) 保幼小の連携について

本市では、どの教育・保育施設でも同じ質と教育内容を児童に提供することを目標と掲げ、各施設との連携を図っております。認定こども園移行後は連携体制をより強化し、市内全ての児童がどの教育・保育施設から小学校へ就学しても、安心して学ぶことができる環境づくりを目指します。

そういった環境を目指すために、保育士・幼稚園教諭・保育教諭・小学校教諭が、お互いの教育・保育について深く理解し、情報共有を図りながら教育・保育の質の向上に取り組み、さらなる連携強化に努めます。

#### (2) 認定こども園における教育・保育の質の確保

市立幼稚園は認定こども園という新たな教育・保育施設へと変わりますが、将来を担う児童に対し、良質な教育・保育を提供することは必要不可欠であり、認定こども園という施設形態に移行しても、これまでの質の高い教育・保育の確保はもとより、さらに質の高い教育・保育を目指します。

公私連携型認定こども園については、民間の社会福祉法人等の日頃の経験を最大に活かし、良質な教育・保育を提供していくよう指導・監督を行います。

#### (3) 認定こども園移行支援体制について

認定こども園へ円滑に移行するために、「認定こども園移行支援員」を配置し、認定こども園への移行時期だけでなく、移行後もサポートも行い、フォロー体制を強化します。

#### (4) 施設整備について

認定こども園移行後も良質な教育・保育が受けられるよう、施設の整備に努めます。

#### (5) 市民への周知等について

認定こども園に関する様々な情報や、具体的な移行に関する内容等は市の広報誌やホームページ、また保護者説明会等を実施して周知・広報に努めます。



南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針

令和3年2月

発行：南城市 福祉部 子育て支援課

南城市 教育委員会 教育指導課

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地